事　務　連　絡
令和８年１１月６日

報道機関各位

選挙管理委員会事務局

令和７年分の政治団体の収支報告書に係る要旨の公表予定について

このことについて、令和８年１１月２日に幹事社と打合せを行った結果、下記のとおり実施する予定であることをお知らせします。

記

１　インターネット公表日

令和８年１１月２５日（水）午後１時頃
（リンク等の設定作業のため、前後する可能性があります。閲覧については４のとおり。）

※　政治資金規正法の改正により、令和８年１月１日以降は、青森県報による要旨の告示は行わないこととなり、以下のホームページにおけるインターネット公表のみとなります。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/seshikin_R7_teiki.html

※　各政治団体の収支報告書は、それぞれスキャナーでＰＤＦファイル化しており、上記アドレスからダウンロード及び印刷をすることができます。

２　報道機関への資料の提供

（１）提供日時　令和８年１１月２０日（金）

（２）投げ込みにより提供するもの
・令和７年分政治資金収支報告書の概要（PDFファイル）

（３）提供方法　投げ込み資料データベース登録によるメール配信

（４）希望する報道機関にのみ提供するもの（エクセルファイル）
①政治団体の収支報告書の要旨（昨年度までの県報告示の原稿に相当するもの）
②令和７年１２月３１日現在 政治団体名簿（令和７年分収支報告書の基準日）
③令和８年１０月３１日現在 政治団体名簿（参考配布）
④集計表（令和７年分政治資金収支報告書の要旨の内容を集計可能なエクセルのデータに加工したもの）

※①～④は電子メールで提供しますので、希望する場合は県選管へお知らせください（メールアドレス：senkan@pref.aomori.lg.jp）。
なお、ファイルのサイズが大きくなりますので、受信できるファイル容量に御留意願います。（参考：昨年配付したファイルの最大容量約2MB）

※今年度から①について、過年度分は記載しません。

※今年度から紙媒体での資料の提供は行いません。

※　資料提供後、公表日前日まで各社の責任において「県政記者会部外秘」とし、公表日前における「令和７年分政治資金収支報告書の概要」等の内容等に係る政治団体に対する取材等は、一切禁止とします。

３　記事解禁日指定

（１）テレビ・ラジオ・インターネット
　　令和８年１１月２５日（水）午後１時以降

（２）新聞
　　令和８年１１月２６日（木）朝刊

４　閲覧について

報道機関等に対する収支報告書の閲覧は、公表日の８時３０分から選挙管理委員室（議会棟３階）において実施します。

※　公表日の翌日以降の閲覧は、選挙管理委員会事務局内で行います。

政治資金規正法（抄

（収支報告書の要旨の公表）

第２０条　第１２条第１項又は第１７条第１項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該報告書を、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。この場合において、第１２条第１項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の１１月３０日までに公表するものとする。

２　前項の規定による公表においては、第１４条第１項（第１７条第４項において準用する場合を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）の規定による書面、第１９条の１４の規定による政治資金監査報告書及び第１９条の１４の２第４項の規定による確認書を、前項の報告書と併せて公表するものとする。

３　前２項の規定による公表は、第１項の規定により報告書を公表した日から同日以後３年を経過する日までの間、継続して行うものとする。

※　（政治資金規正法）第12条第1項の規定による報告書
　　政治団体の会計責任者が、毎年12月31日現在で提出する政治団体の収支報告書
　（政治資金規正法）第17条第1項の規定による報告書
　　政治団体が解散し、又は政治団体でなくなったときに、その代表者及び会計責任者であった者が提出する収支報告書

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	選挙管理委員会事務局選挙グループ G　M　高橋昌広 主　事　谷口翔平
電話番号	（直通）０１７－７３４－９０７６ （内線）５３６３、５３６６
事務局長	平尾悠樹　内線：２１１０